

平成23年度 第9回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成23年12月22日(木)	開催場所	役場第2会議室
招 集 日 時	開 会	平成23年12月22日 午後2時30分	
出 席 委 員	閉 会	平成23年12月22日 午後4時40分	
	①	大 城 豊 喜	⑦ 田 港 朝 茂
	③	神 谷 正	⑧ 玉 城 卓
	④	金 城 一 智	⑨ 金 城 輝
	⑤	糸 洲 朝 秀	⑩ 眞 栄 田 昇
	⑥	山 城 力	⑪ 與 那 嶺 満
欠 席 委 員 番 号	②	米 須 清 和	
議 事 録 署 名 委 員	④	金 城 一 智	⑨ 金 城 輝

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長代理 (開会)	<p>みなさんこんにちは。これより今帰仁村農業委員会 会議規則第11条の規定により、ただ今から平成23 年度第9回今帰仁村農業委員会総会を開会 します。</p> <p>会長の米須から欠席の連絡がありましたので、本 日はわたくし、糸洲が議長代理として議事進行致しま す。</p> <p>欠席委員は1名、出席委員は10名で、定足数に達 しておりますので、総会は成立しています。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したと おりであります。</p>
議長代理 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。まず(日程第1)の、書記 及び議事録署名委員の指名については、議長代理</p>

	が指名したいと思いますが異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長代理	異議なしと認め、書記には安里さゆりさん、議事録署名委員には、④番金城一智(きんじょう かずとも)委員、⑨番金城 輝(きんじょう あきら)委員を指名します。
議長代理 (日程第2)	(日程第2)会期の決定について、本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長代理	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定しました。
議長代理 (日程第3)	(日程第3)諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事務局	(諸般の報告)
議長代理 (日程第4)	<p>議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第44号 農地法第3条第1項に基づき許可を要する農地等の買受適格証明願いについて</p> <p>議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第48号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>議案第49号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第50号 今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について</p> <p>以上です。</p> <p>本日、提案された議案第44号から第50号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが12件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長代理	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため、暫時休憩いたします。
	休憩(現地調査) 午後3時 再開 午後4時10分
議長代理	休憩前に引き続き、再開します。 それでは、ただいまより議案第44号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、私の方から議案第44号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」説明します。 お手元の資料1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、適格証明願いの内容を説明) 以上議案第44号につきましては、買受適格証明願いの承認及び附帯決議事項の承認を得るものです。申請書類等の内容審査において、農地法第3条第2項各号には該当しないため、証明要件を満たしていると考えます。 以上です。
議長代理	ただ今、議案第44号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長代理	議案第44号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議長代理	<p>議案第44号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私の方から議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。 お手元の資料2ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、3条申請の内容を説明)</p> <p>3ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長代理	<p>ただ今、議案第45号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長代理	<p>議案第45号について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長代理	<p>議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして、議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私の方から議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。</p>

	<p>お手元の資料4ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、4条申請の内容を説明)</p> <p>議案第46号番号1の申請地は、借家を建設予定で周辺は生産性の低い2種農地と判断しました。番号2の申請地は、住宅及び借家を建設予定で、同様2種農地と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長代理	<p>ただ今、議案第46号についての説明が終わりましたが、事務局説明、現地調査報告等にご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長代理	<p>議案第46号について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長代理	<p>異議なしと認め、議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私の方から議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>お手元の資料5ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)</p> <p>議案第47号番号1番の土地については、一般住宅を建設予定で、周辺は生産性の低い2種農地と判断しました。2番の申請地は一般住宅を建設予定</p>

	<p>で、第1種農地ではありますが、特例として「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」とあるため、許可相当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長代理	<p>ただ今、議案第47号について説明が終わりましたが、事務局説明、現地調査報告等にご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長代理	<p>議案第47号について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長代理	<p>議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」については異議なしと認め、原案通り可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私の方から議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料6ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明)</p> <p>以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認</p>

	<p>したところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われます。以上です。</p>
議長代理	<p>ただ今、議案第48号について説明が終わりましたが、事務局説明、現地調査報告等にご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長代理	<p>議案第48号について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長代理	<p>議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第49号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私の方から、議案第49号「非農地証明願について」説明します。お手元の資料9ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明)</p> <p>以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議長代理	<p>ただ今、議案第49号についての説明が終わりましたが、事務局説明・現地調査報告等にご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>

議長代理	議案第49号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長代理	<p>議案第49号「非農地証明願について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第50号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私の方から議案第50号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」説明します。 お手元の資料10ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、農業振興地域整備計画の内容を説明)</p> <p>整理番号1の申請地は、元々墓地が建っており、今後農地として利用することもなく、申請者は一般住宅を建設予定です。整理番号2及び3の申請地は、農機具倉庫を建設予定で、申請面積が2アール未満の為、農地法施行規則第32条第1項の「農地の転用の制限の例外」に該当するため、農地法の許可申請は必要ございません。 説明は以上です。</p>
議長代理	ただ今、議案第50号についての説明が終わりましたが、事務局説明、現地調査報告等にご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長代理	議案第50号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議長代理	<p>それでは、議案第50号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>これにて本日の日程は、すべて終了しましたので、平成23年度第9回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後4時40分
	会長代理 系洲朝秀 印
	議事録署名委員
	印
	印